

花巻市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出要領

令和4年12月20日制定

(目的)

第1条 この要領は、花巻市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の家庭学習を進めるに当たり、オンラインを活用した家庭学習をするためのモバイルWi-Fiルーター（以下「ルーター」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定め、もって児童等の家庭学習の支援を図ることを目的とする。

(貸出物品等)

第2条 貸出しする物品は、ルーター及びその付属品とし、ルーターに装着してインターネットに接続するために必要となるSIMカードは含まないものとする。

(対象者)

第3条 貸出しの対象者は、ルーターの貸出しを希望する児童等の保護者で、花巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた者とする。

(貸出台数)

第4条 ルーターの貸出しは、児童等1名に対し1台とする。ただし、同一世帯の複数の児童等に貸出しする場合は、同一世帯当たり1台を貸出すものとする。

(貸出しの申請)

第5条 ルーターの貸出しを受けようとする者は、花巻市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(許可)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、その申請内容を審査し、適当と認めるときは、貸出しを許可するものとする。ただし、教育委員会が定める貸出台数の範囲を超える申請があった場合は、申請者の家庭におけるインターネット環境等を勘案し、ルーターの貸出しの必要性が高いと認められる児童等を優先的に貸出しを許可するものとする。

2 貸出しの許可及び却下については、花巻市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出（許可・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 教育委員会は、前条の規定による貸出しの許可を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取消し、ルーターを返却させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により貸出しの許可を受けたとき。
- (2) この要領に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めたとき。

(貸出期間)

第8条 ルーターの貸出期間は、第6条の規定による貸出しの許可を受けた日から児童等が各学校を卒業する日までとする。この場合において、借受者は、貸出期間を満了したときは、速やかに教育委員会にルーターを返却しなければならない。

- 2 借受者は、前項の場合のほか、ルーターの貸出しが不要となったときは、速やかに教育委員会にルーターを返却しなければならない。
- 3 借受者が貸出期間中にルーターを返却するときは、返却日をもって貸出期間の終了とする。

(費用の負担)

第9条 ルーター本体及びルーターに付属するバッテリー、ACアダプター及びUSBケーブルの貸出しに係る費用は、無償とする。

- 2 SIMカードの契約等の通信契約、通信料等通信に係る費用及び電気代等、ルーターの使用に伴い生じる費用は、借受者の負担とする。

(遵守事項)

第10条 借受者及び児童等は、貸出しを受けたルーターについて善良な意志をもって使用し、常に良好な状態を保つとともに、借受者の責任において維持管理を行うものとする。

- 2 借受者及び児童等は、ルーターの利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) ルーターを児童等の家庭学習の目的又は教育委員会が必要と認めた利用方法以外で使用しないこと。
 - (2) ルーターに教育委員会が指定する情報端末以外の機器を接続して使用しないこと。
 - (3) ルーターを他者に使用させ、又は転貸しないこと。
 - (4) ルーターを売却、廃棄又は故意に破損しないこと。
 - (5) ルーターを利用して、他者に対し被害や悪影響を与えないこと。
 - (6) 各学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと。

3 借受者及び児童等は、教育委員会又は学校からルーターの利用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(破損及び紛失)

第11条 借受者は、貸出期間中にルーターを破損、紛失したときは、モバイルWi-Fiルーター破損・紛失届書（様式第3号）により教育委員会に届出なければならない。

2 借受者は、貸出期間中に前項に掲げる場合に該当したときは、借受者の負担において原状に回復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、やむを得ない理由等により、借受者が弁償することが適当でないと教育委員会が認めたときは、この限りではない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、ルーターの貸出しに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和4年12月20日から施行する。